

平成30年議案第4号

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月21日提出

愛北広域事務組合

管理者 大口町長 鈴木 雅 博

提出理由

この案を提出するのは、愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の目的が達成したことから「愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例」を廃止するためであります。

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成24年条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、この条例による廃止前の愛北広域事務組合愛北クリーンセンター施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により設置された基金に属していた現金は、施行日において、愛北広域事務組合一般会計に属するものとする。